

(令和5年2月7日修正版_文部科学省より全専各連へ情報提供)

修学支援新制度の見直しについて

「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】

(令和4年12月14日「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」報告)

1. 機関要件の審査について

(1) 経営に係る要件の見直し

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

(2) 総合知に係る取組の審査への反映

入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等の総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組みについて、機関要件確認申請書類の様式に記載事項欄を追加し、こうした取組を実施している場合には各学校が記載することで、情報公開を進め、学生を含む外部の評価を促すこととする。

2. 中間層への拡大について

(1) 拡大の対象（基本的な枠組み及び優先順位）

- 現在、修学支援新制度の対象となっていない中間所得層（負担軽減の必要性の高い多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等）への対象範囲の拡大については、現行の3段階の支援区分に加え、新たに4番目の支援区分を設ける。
- 新たな4番目の支援区分の具体的な所得基準や支給額については、今後、財源と併せ政府において検討。

【参考1】高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円（両親(一方が就労)、子供2人の家族構成の場合)

【参考2】高等教育の修学支援新制度の満額の1/4（私大自宅外の場合）：40.2万円（cf. 高校就学支援金（私立高加算含む）：39.6万円）

- 中間所得層の支援対象については、財源確保とのバランスをとって議論を行うため優先順位を付けることが必要である。優先順位付けにあたっては、政府としての大きな課題である「少子化対策」、「デジタルやグリーンなど成長分野の振興」に資するものとする。
- 少子化対策の観点からは子供の数3人以上の多子世帯（「2人」という意見もあったが少子化対策上の効果を重視）
- デジタルやグリーンなど成長分野の振興の観点からは、（社会実装には幅広い分野の人材が必要であるものの）より関連の強い、理学・工学・農学系とする。なお、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる必要。

(2) 多子世帯の考え方、(3) 理学・工学・農学系の範囲

- 支援の対象とする「多子世帯」については、「大学等に在籍する学生の世帯に、学生本人含め「扶養される子供」が3人以上いること」とする。
- 具体的な理学・工学・農学系の特定方法については、大学・短期大学・高等専門学校の場合は、学部又は学科を単位とし、学位の分野が「理学」、「工学」、「農学」の学部・学科を対象とする。学際分野については、学位の分野に「理学」、「工学」、「農学」が含まれていれば対象とする。専門学校の場合は、学科を単位とし、学科の属する分野が「工業関係」、「農業関係」の学科を対象とする。

3. 今後の検討課題

(状況の推移を踏まえた機関要件の見直し)

- 人口減少社会のなかで、質の高い高等教育と全国各地の高等教育の選択肢の確保との両立を図るべく、学生個人に対する修学支援の制度のみならず高等教育行政全体で取り組んでいくとともに、本制度の機関要件においても状況の推移を踏まえながら必要に応じて見直しを検討していくことが望ましい。

(少子化対策としての修学支援)

- 複数の団体や本検討会議からは、所得制限を設けることなく多子世帯支援を進める声が上がっているが、その実現には恒久的な財源の確保が必要である。政府においては、日本社会の根幹を揺るがしつつある少子化問題に、どのような形で対応するのが有効であるか、引き続き検討を進められたい。

(大学院段階も含めたシームレスな支援)

- 大学院段階における新たな仕組みの創設も提言される中、大学院も含めたシームレスな支援体制が望まれる。また、義務教育段階や高等学校段階も含め、修学支援が学校教育段階を通じて一貫して行われており、安心して学べる環境にあることを広く周知する必要。

本報告の制度の改善、見直しの提言については、福祉など他の行政分野や、地方公共団体などとも連携しつつ、総合的な視点から取り組んでいくことが重要。

(参考) 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議について

<検討内容>

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の今後の在り方について検討を行う。

<検討体制>

	赤井 伸郎	国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科長
	大村 秀章	愛知県知事、 全国知事会 文教・スポーツ常任委員会委員
	千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
	仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
座長	福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

(役職はR4. 8. 24現在)

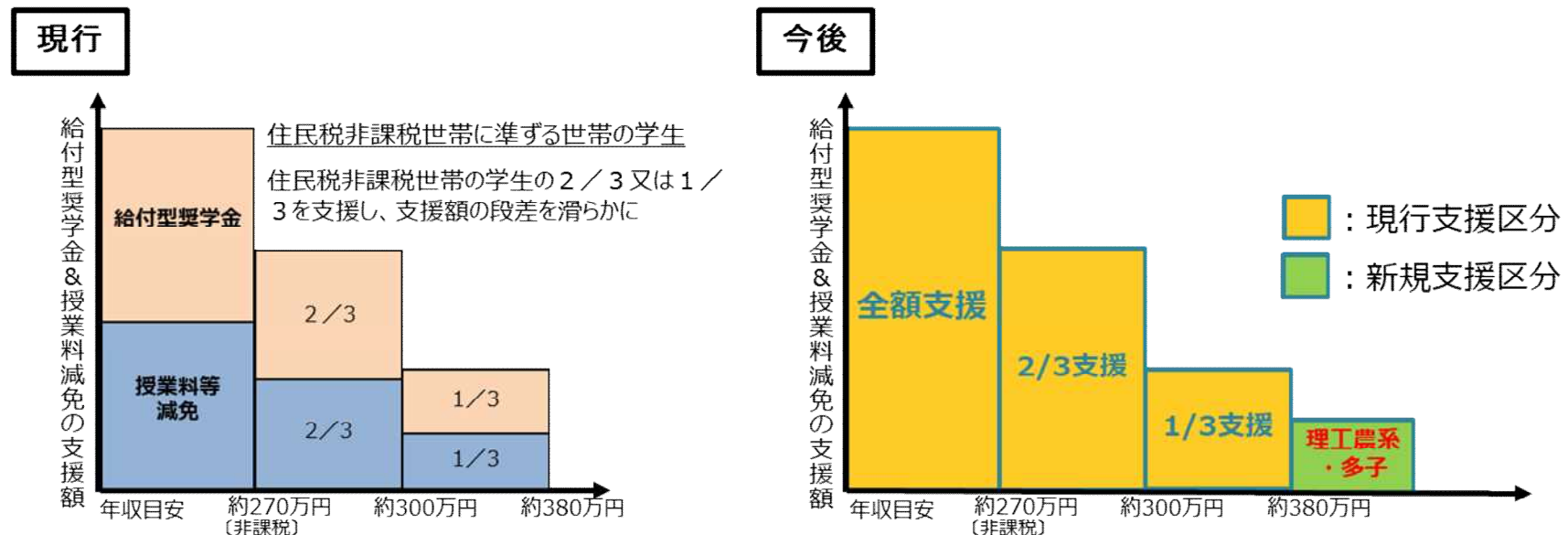
<検討経緯>

第1回	令和4年	8月24日	高等教育の修学支援新制度の現状について 教育未来創造会議第一次提言について
第2回	令和4年	9月26日	学生を保護する視点からの機関要件の厳格化について 学生の学びの充実に向けた機関要件の活用について
第3回	令和4年	10月18日	理工系及び農学系の学生等への支援拡充について 多子世帯への支援拡充について
第4回	令和4年	11月14日	機関要件の見直しに関するヒアリング
第5回	令和4年	12月12日	高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告案）

骨太方針2022等を受けた奨学金制度の改正の方向性について

●修学支援新制度の拡大

- 支援の「第4区分」（図参照）を設ける。所得基準と支援額は、高等学校等就学支援金の例を参考に今後政府において検討。
- 支援対象については、多子世帯の支援は、現に扶養する子供が3人以上の世帯とし、理工農系の支援においては、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる（財源確保の状況とのバランスをふまえ要検討）。
- 理工農系の要素が含まれる学際分野（※）も対象とする。
※ 例えば経済学と工学の学問分野をバックグラウンドに設置されるデータサイエンス関係の学部も対象になる。
- 機関要件を厳格化し、大学・短大・高専にあっては直近3年度全ての収容定員8割未満、専門学校にあっては5割未満の学校を対象外とする。ただし、直近の進学・就職率が9割を超える大学・短大・高専や、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める※専門学校は対象とする。
※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

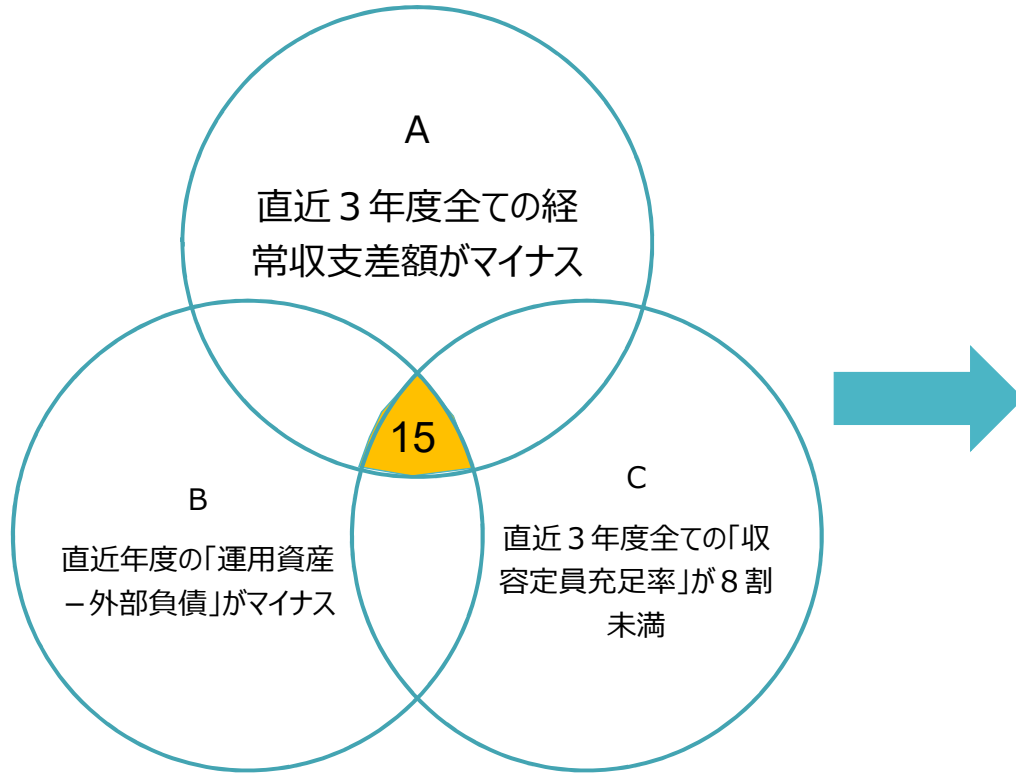


(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

(参考1) 高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円
(参考2) 修学支援新制度の満額の1/4(私大自宅外の場合)：40.2万円 (cf.高校修学支援金(私立加算含む)：39.6万円)

機関要件の厳格化の素案(イメージ図)

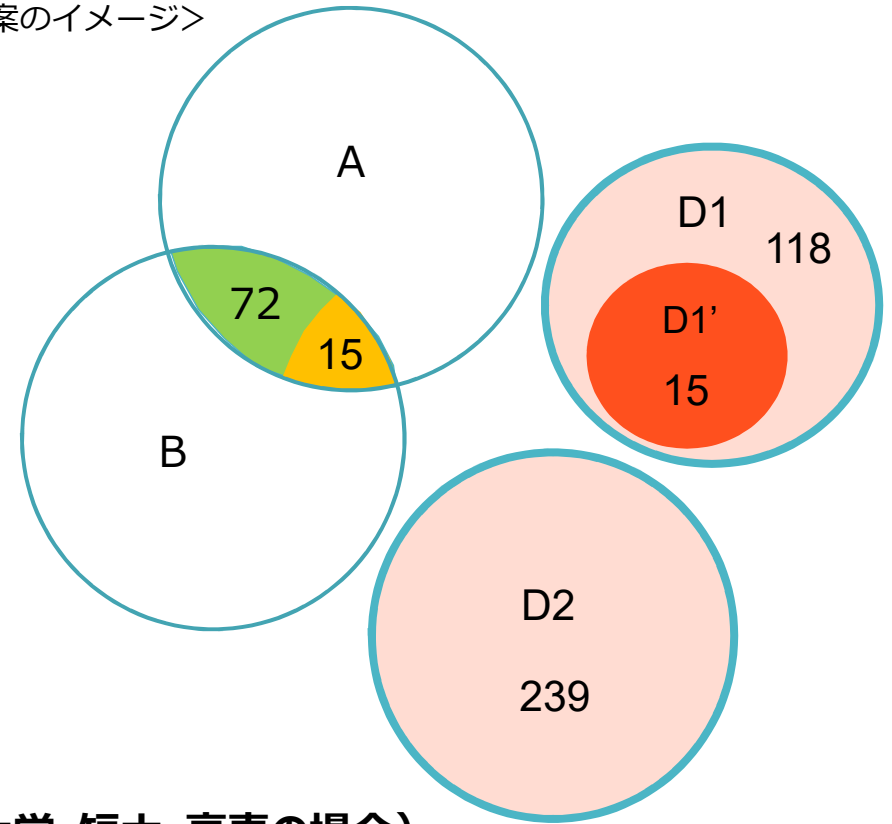
＜現行の経営要件＞



◆要件を満たさない範囲の該当学校数◆

15	大学・短大・高専：4校、専門学校：11校
72	大学・短大・高専：26校、専門学校：46校
357	大学・短大・高専：118校、専門学校：239校

＜見直し案のイメージ＞



D1（大学・短大・高専の場合）：
直近3年度全ての「収容定員充足率」が8割未満

但し、直近の「収容定員充足率」が5割未満に該当しない場合であって直近の進学・就職率が9割を超える場合、確認取消を猶予

D1'：直近の「収容定員充足率」が5割未満

D2（専門学校の場合）：
直近3年度全ての「収容定員充足率」が5割未満

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予

※精緻な判断基準を設定（例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率 など）

注：導入時期等については、対象校が見直し後の基準に対応するために必要な期間を確保できるよう留意。

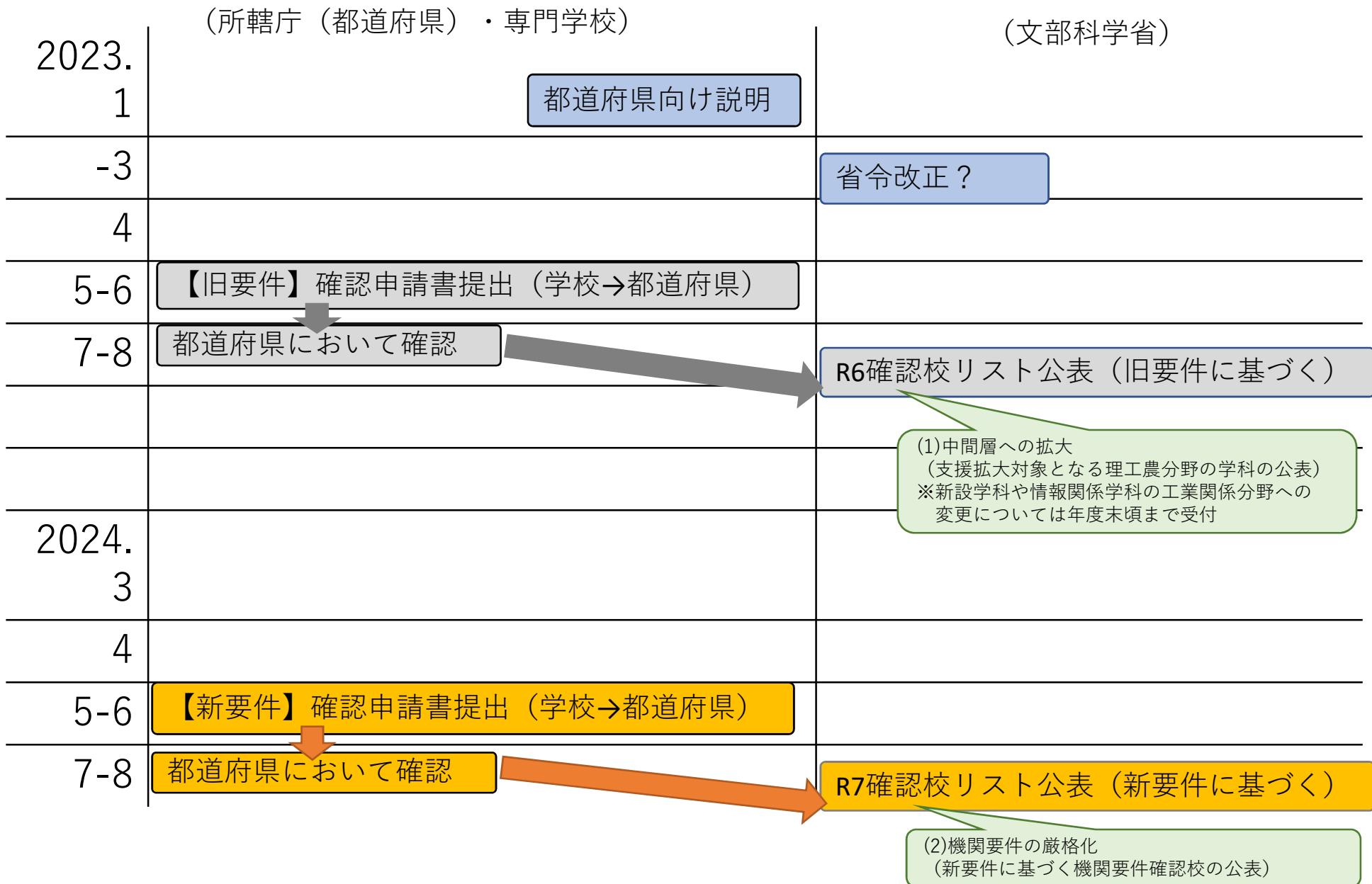
(1) 中間層への拡大

- ✓ 設置分野の確認（「工業関係分野」「農業関係分野」）
 - R5年5月頃、機関要件の確認申請書提出依頼。8月に確認校リスト公表。この中で対象校を公表。
- ✓ 「情報関係」の学科の対応
 - 設置基準の見直し（10ページ参照）。これを受けた「工業関係分野」への設置目的等の見直し。
確認校として公表はR5年度末に向けて。

(2) 機関要件の厳格化

- ✓ 機関要件（特に定員充足率）を満たすか。改めてチェックを。（定員充足率が3年連続5割未満の学校の場合、定員の見直しを行い、都道府県へ定員変更の届出を行うことを検討も。）
- ✓ 猶予要件を満たすか。必要に応じ、定員の見直しも視野。

(参考) 今後のスケジュール (案)



専門学校におけるデジタル人材の育成の促進について

【現状】

○専修学校の必要教員数等は学科の属する分野ごとに算定される。このため、同一分野内に学科が複数設置されている場合、複数学科の総定員を合算して必要教員数等が算定されている。

【問題の所在】

○情報関係の学科が属する分野は、教育内容に応じて、商業実務分野と工業分野のいずれにも属するケースが存在するが、例えば、商業実務分野に属する情報学科が、より高度なデジタル人材の育成を目指し、工業分野の教育内容を取り入れ、当該学科が工業分野に属することとした場合、必要教員数を増やすことが必要となり、デジタル人材を中心に人への投資が進められる中、専門学校におけるデジタル人材の需要の高まりに対応することが困難な状況にある。

【対応案の方向性】

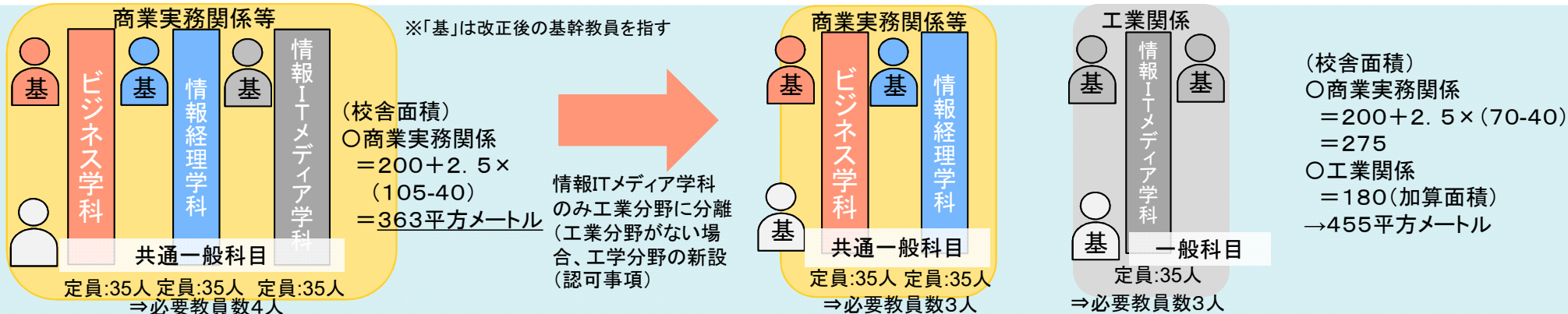
○新たに工業分野に属する情報関係の学科を設置するとき、商業実務分野等の要素も残る場合において、当該学科の教育内容における商業実務分野と工業分野の関連性(関連性が3割程度以上)を踏まえ、特例的な算定をすることとしたい。

【具体的な方法案】 ※イメージとしては小規模校を想定

○情報人材の育成を行う場合に限り、一定の条件(他分野と工業分野の一定の関連性を求めるなど)を満たした場合について、別表の備考に特例措置を規定(設置基準の別表1~4の運用の特例を認めるもの)し、複数分野を一まとまりとして必要教員数及び校舎面積を加算平均的に算定できるよう改める。

※商業実務分野以外の分野でも文化・教養系に属する同様のケース(グラフィック・デザイナー等)は対象とすることを想定

【現状】



【算定の特例】

